

JA秋田県青年部協議会
2015年版ポリシーブック



JA青年組織綱領

我々JA青年組織は、日本農業の担い手としてJAをよりどころに地域農業の振興を図り、JA運動の先駆者として実践する自主的な組織である。

さらに、世界的視野から時代を的確に捉え、誇り高き青年の情熱と協同の力をもって、国民の豊かな食と環境の共有を目指すものである。

このため、JA青年組織の責務として社会的・政治的自覚を高め、全国盟友の英知と行動力を集結し、次のことに取り組む。

1. われらは、農業を通じて環境・文化・教育の活動を行い、地域社会に貢献する。

JA青年組織は、農業の担い手として地域農業の振興を図るとともに、農業を通じて地域社会において環境・文化・教育の活動を行い、地域に根ざした社会貢献に取り組む。

1. われらは、国民との相互理解を図り、食と農の価値を高める責任ある政策提言を行う。

人間の「いのちと暮らし」の源である食と農の持つ価値を高め、実効性のある運動の展開を通じて、農業者の視点と生活者の視点を併せ持った責任ある政策提言を行う。

1. われらは、自らがJAの事業運営に積極的に参加し、JA運動の先頭に立つ。

次代を捉え、将来を見据えたJAの発展のため、自らの組織であるJAの事業運営に主体的に参加するとともに、青年農業者の立場から常に新しいJA運動を探求し、実践する。

1. われらは、多くの出会いから生まれる新たな可能性を原動力に、自己を高める。

JA青年組織のネットワークを通じて営農技術の向上を進めるとともに、仲間との交流によって自らの新たな可能性を発見する場をつくり、相互研鑽を図る。

1. われらは、組織活動の実践により盟友の結束力を高め、明日の担い手を育成する。

JA青年組織の活動に参加することによって、個人では得られない達成感や感動を多くの盟友が実感できる機会をつくり、このような価値を次代に継承する人材を育成する

目次

ポリシーブックとは.....	1
秋田県農業協同組合青年部協議会について.....	2
1. 県内農業者について.....	3
2. 県内農業について.....	4
(1) 経営所得安定対策について.....	4
(2) 米の需給調整について.....	5
(3) 農地中間管理機構について.....	6
3. TPPについて.....	7
4. 自然災害について.....	8

ポリシーブックとは

<政策提案としてのポリシーブック>

食料・農業・地域社会を取り巻く状況が日々変わるなか、農業経営に大きく関わる課題について様々な議論が様々な場所で行われています。そうした中で、われわれ若手農業者の想いを対話を通じて伝えていくという、農政運動の取り組みが重要になってきます。

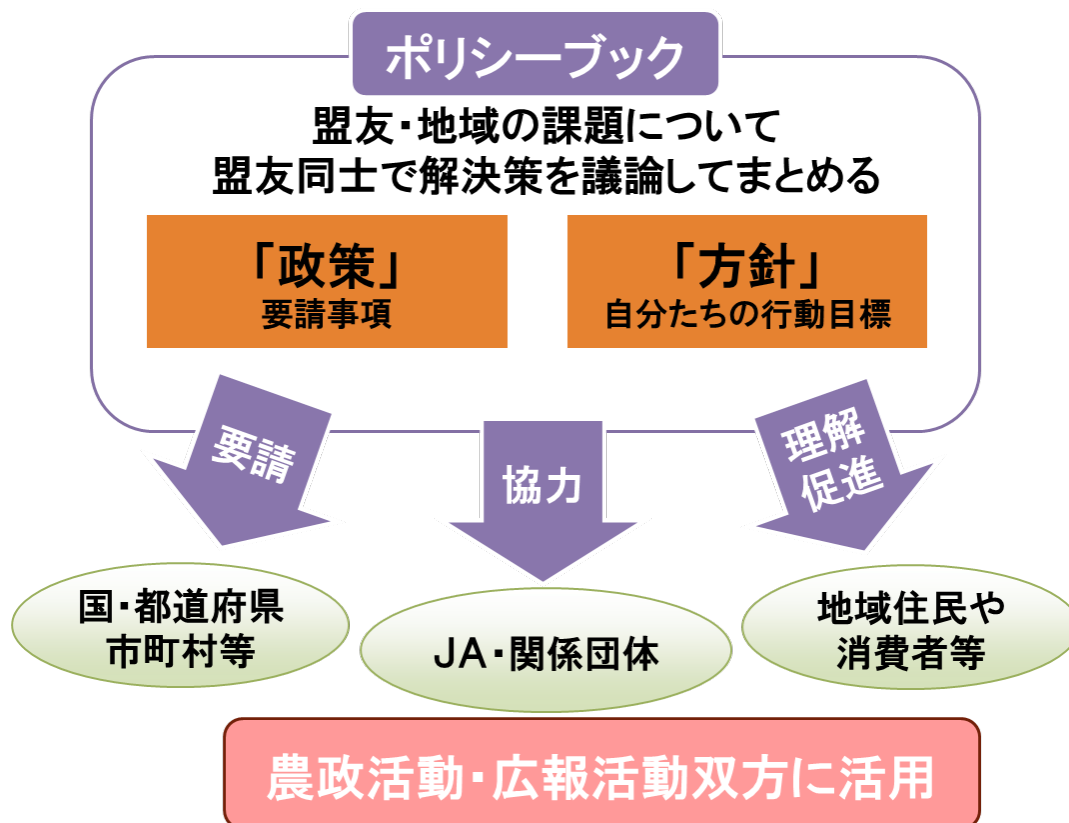
将来の日本農業を担う若手農業者が安定した農業経営を行うためには、農業政策の基本となる部分が制度的に安定していることが重要であり、政争の具とされることはあってはなりません。

そのためには農業者の立場から農業政策について自らの考えを持ち、現場の声を積み上げ、その政策を支持する国会議員等を応援していくことが、長期的な視点で農業政策に自分たちの意見を反映させ、かつ安定した制度を築くために必要な取り組みであると考えています。

<行動目標としてのポリシーブック>

ポリシーブックには、課題の解決策を政策として提言するだけでなく、まず自分達で解決に向けて取り組むべきことを明記しています。

農業に関する要請を行うと「また農業団体が補助金欲しさに要請活動しているぞ」などといわれなき批判をされることがしばしばありますが、課題解決に向けまず自分達が努力していくことでわが国の責任ある農業者として、地域住民や消費者なども含めた幅広い関係者に理解を求めています。



秋田県農業協同組合青年部協議会について

- 創 立 昭和 28 年 3 月 17 日（創立 62 年目）
- 盟友数 1,723 名
- 構成組織 15JA
- 代 表 委員長 石 垣 博 隆
- 県青協役員
 - 委員長 石 垣 博 隆 (JAあきた北)
 - 副委員長 佐々木 亨 (JA秋田やまもと)
 - 副委員長 安 田 淳 一 (JA秋田みなみ)
 - 副委員長 佐 川 長 範 (JA秋田おばこ)
 - 委 員 石 川 昌 広 (JAか づ の)
 - 委 員 畠 山 敏 美 (JA鷹 巣 町)
 - 委 員 鈴 木 豊 (JAあきた北央)
 - 委 員 中 泉 松 司 (JA新あきた)
 - 委 員 吉 原 忍 (JA大 湯 村)
 - 委 員 佐 藤 角 栄 (JA秋田しんせい)
 - 委 員 柿 崎 和 俊 (JA秋田ふるさと)
 - 委 員 小 沼 泰 久 (JAう ご)
 - 特別委員 花 田 博 志 (JAあきた北)
 - 代表監査委員 池 端 竜 (JAあきた白神)
 - 監査委員 古 戸 敏 (JAあきた湖東)
 - 監査委員 鶴 沼 利 康 (JAこ ま ち)
 - 顧 問 松 岡 秀 樹 (JAあきた北央)
- 基本活動方針（平成 27 年度）
 1. JA 青年部ポリシーブックを基軸とした青年部活動の展開
 2. 交流会・学習会開催による青年組織の基盤強化
 3. 青年部盟友による積極的な情報発信と国民階層との相互理解促進
 4. JA 運営への参画及び政策提言活動の展開
 5. 全青協・ブロック青年組織、他団体との連携促進

1. 県内農業者について

○ 現状

全国的に少子高齢化が進む中、県内農業においても同様に少子高齢化が進んでいる。このまま手を打たなければ、深刻な担い手（農業従事者・農業後継者等）不足により、県内農業は衰退の一途を辿ることは明白である。

○ 我々が努力すること

1. 農協青年部として若手農業者の学習・情報交換の場を設け、成長の場を作る。
2. 新規就農者を含む若手農業者へ対し、農協青年部への積極的な参画を呼びかけ、仲間づくりを行う。

○ 国への要請

1. 更なる担い手育成のための事業の拡充。
2. 国会議員の皆様が若手農業者の声を聴く場を設けること。

2. 県内農業について

(1) 経営所得安定対策について

○ 現状

本県の農業生産額は東北で最下位にも関わらず、米の生産額が農業生産額の約 64% (2014 年) と東北で最も高い比率になっている。その結果、本県の農業産出額や農家所得は米価によって大きく変化する。

平成 27 年度は一定水準まで米価が回復したものの、依然として水準は低く、再生産が可能となる価格・所得の確保対策が不可欠である。

さらに政策の転換が早く、中長期的な営農計画を立てることが難しい。

○ 我々が努力すること

1. 生産コスト低減や園芸作物等米以外の導入によって農業経営の確立に努める。
2. JA や地域振興局、メディアを通じて積極的に情報収集し、地域・組織で共有を図る。

○ 国への要請

1. 営農計画に支障が出ないよう長期的な政策の策定をすること。
2. 農業の現場の声を反映した政策、とりわけ、担い手経営安定や中山間地補助に係る政策を措置すること。

(2) 米の需給調整について

○ 現状

国内の主食用米の需要に関しては年々減少の一途を辿っており、稲作経営の安定に向け、需給調整に取り組んできた。27年度産米に関しては過去最低水準の価格から一定程度回復はしたものの、今後平成30年産米以降の生産数量目標の廃止に当たって、課題は山積みである。

さらにTPP交渉の大筋合意に関連し、米の特別輸入枠の設定に係る価格影響や、畜産物完成引下げに伴う飼料用米需要への影響に加え、飼料用米自体の所得補償政策の継続性等、生産者の不安は高まっているのが現状である。

○ 我々が努力すること

1. 米の需給調整についてしっかりと理解を深め、飼料用米や転作への取り組みを通じ、主食用米依存からの脱却を図る。
2. 主食用米の需給調整に向けた取組が不可欠であることの認識醸成に努める。

○ 国への要請

1. 需給均衡に向けてきめ細かな情報提供をすること。
2. 長期的な補助政策を策定し、農家が安心して飼料用米に取り組める環境を作ること。

(3) 農地中間管理機構について

○ 現状

県内における農地委中間管理機構を通じた担い手への農地の集積率に関し、26年度目標は達成したものの、借り手意識に対する出し手意識の格差は大きいのが現状。このことは農業者に事業・政策が十分に認識されていないことが、理由として考えられる。

○ 我々が努力すること

1. 農地中間管理機構を積極的に利用し、農地の集約によるコスト削減に努める。
2. 農地中間管理機構事業・政策に関して情報収集し、地域・組織にて情報共有を図る。

○ 国への要請

1. 国の政策の拡充に基づく積極的な情報発信により、担い手への農地集積を推進すること。

3. TPPについて

○ 現状

これまで我々農業者が国会決議の遵守を訴え、断固反対してきたTPP交渉の妥結に関しては、平成27年10月5日のTPP交渉閣僚会合によって、協定の大筋合意に至っている。

今回の合意に至る経緯並びに合意内容は我々農業者に正確に情報が伝わっておらず、我々のこれからの営農に大きな不安を与えている。

○ 我々が努力すること

1. 日々メディア等を活用して情報収集を怠らない。
2. 青年部においてTPPについて深く議論し、農業者の声を反映させる。
3. 海外産農産物との差別化を図るため、自分達の農産物の品質向上を図る。

○ 国への要請

1. TPP交渉大筋合意に関し、正確にわかりやすく情報開示すること。
2. 国会決議との整合性をわかりやすく説明すること。
3. 影響試算を正確に示し、国内農業への対応策をしっかりと示し、実行すること。

4. 自然災害について

○ 現状

台風第 18 号等による平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨の農業被害が秋田県でも確認されている。秋田県内で確認されているのは農作物の損傷や農地の損壊・流出、農業用施設の損壊等の被害である。また、今年度は夏から秋にかけて竜巻発生注意報が発表され、強風等による農業用施設の損傷や果樹等への被害が懸念されるとともに、現実には被害が生じている。

高価格機械・施設を含む農業生産基盤への損傷等が生産者に与える影響は大きく、生産活動の継続を困難なものにする要因ともなっている。

○ 我々が努力すること

1. 気象予報に基づき、可能な範囲で予防対策を講じる。
2. 災害発生時のネットワークづくりを行い、対応の強化に努める。

○ 国への要請

1. 引き続き災害からの復旧への早急な対応、さらには農産物被害への支援措置を講じる
こと。